

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 藤 田 茂 男

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第45号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」ほか議案2件であります。

当委員会は、去る6月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、また議案2件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第45号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」であります。国民健康保険法施行令の一部改正が行われ、中低所得者層の保険料の軽減を図るために、保険料賦課限度額の引上げや保険料軽減世帯の拡大のため、所要の改正を行ったものであり、事務執行上、急を要したため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは、国民健康保険加入者数、軽減措置の対象世帯数の確認や、制度改正の周知方法についての質疑があり、理事者からは、制度改正の周知についてはパンフレットの作成や広報紙等を用いているとの説明がありました。委員からは、制度改正について市民に認識していただけるよう周知を強化するようとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第50号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。消費税率の引上げに伴い、し尿処理手数料について、当該引上げに対応した金額改定を行うものであります。

委員からは、消費税率の引上げに関連した条例改正案の施行日が8月1日となっている理由について質疑があり、理事者からは、平成25年度中に手数料の改定について対応すべきであったが出来なかったことにより、現在、消費税

率の引上げにともなう手数料の増額分については、業者の負担となっており、手数料の改定を早く行う必要があるが、周知の期間も必要となるため8月1日からの施行としたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第51号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。地域の医療を地域で守る条例の策定及び鳴門市障害者計画、障害福祉計画の策定・評価するため、新たに附属機関を設置するなどの改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市地域の医療を地域で守るための条例策定審議会が設置されると、鳴門市の医療が崩壊しているかのような印象を与えてしまうとの意見があり、理事者からは、鳴門市は医療崩壊していないが、条例の制定を通じて、かかりつけ医や中核病院の役割分担を明確にし、地域の医療は地域の資源であり、自らの手で守っていくことの必要性を認識することは市民の安心・安全につながるとの説明がありました。

また、目的となる審議が終了すれば附属機関としての審議会が無くなり、条例改正の議案が再び提出されるのかについて質疑があり、理事者からは、審議会が担う事務によって、継続して設置し続けるものと、検証して方向性を決めるものがあるとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。